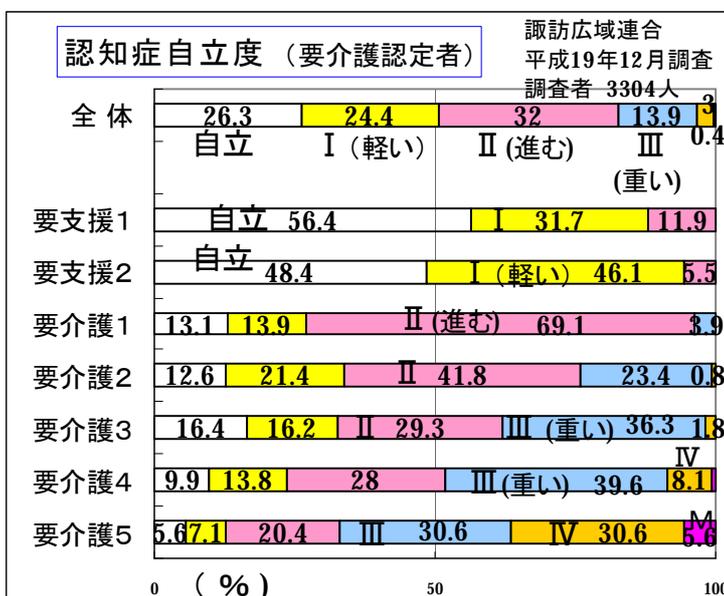


認知症は 要介護認定者の半数を占めます

認知症により日常生活が困難になり介護や支援が必要になるのは、下の表の日常生活自立度Ⅱ段階以上の人です。諏訪広域連合の資料では、要介護認定者全体の半数を占めます。心身の衰えによる介護の必要性を判定するのが7段階の要介護度認定ですが、衰えの2大要素は歩行が困難になり寝たきりへすすむ身体的なものと、ものごとを判断する能力が衰える認知機能障害です。

要介護1～5では、自立度Ⅱ以上の方は70～80%にもなります。要介護度を悪化させない介護予防のためには認知症の早期発見・早期治療の必要性がみとれます。気軽に相談できる医療機関として、岡谷市の諏訪湖畔病院にある県の「老人性認知症センター」や県の研修をうけた「認知症相談医」などがあります。県は電話による相談窓口「認知症コールセンター（026-226-7830）」も開きました。県が発行している優れた内容で分かりやすいパンフレット「認知症の方も安心して暮らせるように」（A4判24頁、無料）は理解を深めるために大変参考になります。



- 認知症高齢者の日常生活自立度
- I 何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
 - II 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても、誰かが注意していれば自立できる
 - III 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする
 - IV 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
 - V 著しい精神症状や問題行動或いは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。